

令和5年5月9日

山川中学校 保護者の皆様

山川中学校長 松本和基

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後における学校の対応について

この度、文部科学省及び徳島県教育委員会から通知があり、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行することに伴い、学校等での基本的な考えと、学校保健安全法施行規則の一部改正について示されました。

この方針を受けまして、本校においては、次のとおり対応することといたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 学校における出席停止措置の取り扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17
発症日 0日目	1日目	出席 2日目	停止 3日目	期間 4日目	5日目 朝 軽快	登校可

2 濃厚接触者としての特定が行われないことについて

- 令和5年5月8日以降は、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者は、直ちに出席停止の対象とはなりません。

3 感染が不安で休ませたいという相談への対応について

- 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、感染が不安で休ませたいという場合は、学校にご相談ください。

4 学級閉鎖等について

- 同一の学級において複数の生徒の感染が判明した場合、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合には教育委員会と相談し学級閉鎖等を実施します。
- 期間については、これまで同様、まちこみメール等でお知らせします。

5 その他の留意事項

- ご家庭で、お子様の健康観察をお願いします。毎日の検温を記録する健康観察カード等の提出は必要ありません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校しないように、自宅で休養させてください。

その他、何か気になることがあれば、学校までお問い合わせください。